

性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ 取りまとめ骨子（案）

第1 実態調査ワーキンググループについて

○ 平成29年刑法一部改正法附則第9条【別紙1】

政府として、施行後3年を目途とし、性犯罪における被害の実情、改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること

○ ワーキンググループの設置及び活動【別紙2・3】

- ・ 附則第9条に基づく検討に資するよう、平成30年4月20日、法務省内に、関係部局の担当者を構成員とする「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」を設置
- ・ 性犯罪被害者等からのヒアリング、各種調査研究、ワンストップ支援センターの視察等を実施

第2 調査結果

1 性犯罪被害の概況と被害者心理等に関する研究

(1) 認知・検挙・処理・裁判の状況等

○ 犯罪動向に関する調査研究等【別紙4】

強姦性交等の罪の認知・検挙件数、起訴・不起訴人員等の推移を調査

(2) 被害申告等に関する各種調査の状況

○ 第5回犯罪被害実態（暗数）調査【別紙5】

全国16歳以上の男女6,000人を対象に調査を実施し、過去5年間に性的な被害に遭ったことがあると回答した35人から、捜査機関への届出の有無や届け出なかった理由等について回答を得たもの

(3) 被害者の心理に関する心理学的・精神医学的知見等

○ 性犯罪被害者の心理等についての調査研究【別紙6】

検事である研究員が、精神科医・臨床心理士の指導・助言を受け、被害者の心理等につき、心理学的・精神医学的知見を収集した上で、それらの知見を踏まえ、近時の裁判例等を分析

2 刑事実体法に関する事項

(1) 平成29年改正に至る経緯

- ・ 性犯罪の罰則に関する検討会（平成26年10月～平成27年8月）
- ・ 法制審議会における調査審議（平成27年10月～平成28年9月）
- ・ 国会審議（平成29年6月）

(2) 現行法の規定の概要等

強制性交等，準強制性交等，監護者性交等，強制わいせつ，準強制わいせつ，監護者わいせつ，児童福祉法違反など

(3) 各種調査結果

○ 改正後の規定の施行状況についての調査【別紙7】

刑法一部改正法の施行日である平成29年7月13日から令和元年12月31日までの間に各地方検察庁から受けた報告に基づき，改正後の刑法の罰条を適用した事件の捜査処理状況を調査

○ 裁判例調査【取りまとめ中】

平成30年度に第一審判決が言い渡された性犯罪事件（性交等に関するもの）のうち，無罪が言い渡された事件のほか，有罪が言い渡された準強制性交等の事件，被告人が被害者との間に身分上又は業務上の関係を有する事件等の判決書を収集し，無罪とされた理由，準強制性交等の「心神喪失」「抗拒不能」の原因，被告人と被害者の関係性，被害者の障害の有無等を分析

○ 不起訴事件調査【取りまとめ中】

平成30年度に不起訴処分（嫌疑不十分）とされた性犯罪事件（性交等に関するもの）の事件記録の送付を受け，嫌疑不十分とされた理由，被疑者と被害者の関係性，被害者の障害の有無等を分析

○ 海外法制調査【別紙8】

アメリカ合衆国（ミシガン州，ニューヨーク州），イギリス，フランス，ドイツ，韓国，フィンランド及びスウェーデン等の罰則等を調査

(4) ヒアリング等において指摘された課題【別紙9】

- ◆ 暴行・脅迫要件，心神喪失・抗拒不能要件の撤廃
- ◆ 地位・関係性を利用した犯罪の創設
- ◆ 障害者が性犯罪の被害に遭いやすいという実態を踏まえた規定の創設
- ◆ 大量の飲酒や薬物の使用を準強制性交等罪の要件として明記
- ◆ 若年者の被害実態を踏まえた性交同意年齢の引上げ など

3 刑事訴訟手続に関する事項

(1) 平成29年刑法一部改正法の附帯決議及びその対応

(2) 被害者の刑事手続への関与や被害者等の保護に関する制度等 被害者参加制度、損害賠償命令制度、被害者特定事項秘匿 など

(3) ヒアリング等において指摘された課題

- 公訴時効制度
 - ・ 現行法の規定
 - ・ ヒアリング等における指摘事項【別紙9】
 - ◆ 被害の認識や被害からの回復に時間を要することを踏まえた公訴時効制度の見直し など
- 司法面接的手法を用いた聴取及び証拠採用
 - ・ 現在の運用状況
 - ・ ヒアリング等における指摘事項【別紙9】
 - ◆ 障害がある被害者からの聴取方法に関する配慮の必要性
 - ◆ 聴取の録音録画を裁判における主尋問の代わりに用いることができる制度の創設 など
- 起訴状等における被害者の氏名秘匿
 - ・ 現在の運用状況
 - ・ ヒアリング等における指摘事項【別紙9】
 - ◆ 面識のない相手から被害に遭った場合、被疑者・被告人からの報復を避けるため、被害者の名前を知らせない制度が必要 など

4 加害者処遇に関する事項

(1) 施設内処遇

- 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の現状
- 性犯罪再犯防止指導の効果検証【取りまとめ中】
平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間に刑事施設を出所した性犯罪再犯防止指導対象者について、出所から3年後までの再犯等に関する調査結果を分析

(2) 社会内処遇

- 保護観察所における性犯罪処遇プログラムの現状
- 性犯罪者処遇プログラムの効果検証【取りまとめ中】
平成26年に保護観察を開始した性犯罪類型の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、プログラムの受講の有無と平成31年3月末日までの再犯の有無の関連を分析

(3) 性犯罪者処遇プログラムの在り方の検討

効果的な性犯罪者処遇プログラムについて検討を行うために令和元年8月、外部有識者を構成員とした「性犯罪者処遇プログラム検討会」を設置し、刑事施設収容中から出所後までの一貫性も含め、検討を開始

(4) ヒアリング等において指摘された課題【別紙9】

- ◆ 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の対象の拡大
- ◆ 再犯リスクが特に高い人や、グループ指導になじまない人に対する処遇の在り方
- ◆ 性犯罪加害者処遇に携わる指導者に対する研修の充実、指導者のメンタルケアの充実の必要性
- ◆ 施設内・社会内処遇及び民間での治療の連携の必要性
- ◆ 保護観察終了後にも地域社会の中でプログラム等の支援を受けられる場の必要性 など

5 ヒアリング等において指摘されたその他の課題【別紙9】

(1) 被害を潜在化させない環境作りに関する事項

- ◆ 被害者が被害であると認識して周囲に相談できるようにするための年齢に応じた教育の重要性
- ◆ 子どもからのサインを受け止めることができるようにするための教職員等に対する研修の充実、スクールカウンセラー等の配置の在り方
- ◆ 被害申告しやすい社会にするための啓発の必要性 など

(2) 支援体制に関する事項

- ◆ ワンストップ支援センターの機能の充実、病院拠点型ワンストップ支援センターの拡充
- ◆ 過去の被害の影響が慢性化した被害者を対象とした中長期的な支援を担う機関の必要性
- ◆ 捜査機関や相談機関における二次被害を防止するための研修の充実
- ◆ 被害者のための弁護士支援の充実、治療費や交通費の公費負担
- ◆ 被害者への情報提供の充実 など

刑法の一部を改正する法律の概要

(平成29年7月13日施行)

① 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等 (新法第177条, 第178条2項, 第181条等関係)

- ・ 強姦罪の対象となる行為を性交, 肛門性交又は口腔性交 (性交等) に改め, その罪名を「**強制性交等罪**」とした。
 - ※ 旧法は, 「女子」に対する「姦淫」(膣性交)のみを強姦罪として重い処罰の対象としていた。
- ・ 強制性交等罪の法定刑の下限を懲役3年から5年とし, 同罪に係る致死傷の罪の法定刑の下限を懲役5年から6年とした。

② 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設 (新法第179条等関係)

- ・ 18歳未満の者に対し, その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について, 強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰する規定を設けた。

③ 強盗強姦罪の構成要件の見直し等 (新法第241条等関係)

- ・ 強盗行為と強制性交等の行為を同一機会に行った場合は, その先後を問わず, 無期又は7年以上の懲役に処することとし, その罪名を「**強盗・強制性交等罪**」とした。
 - ※ 旧法では,
 - 強盗が先行→無期又は7年以上の懲役 (強盗強姦罪)
 - 強姦が先行→5年以上30年以下の懲役 (強姦罪と強盗罪の併合罪)

④ 強姦罪等の非親告罪化 (旧法第180条等関係)

- ・ 強姦罪, 準強姦罪, 強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪を親告罪とする規定を削除して, 非親告罪とするとともに, わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐罪等も非親告罪とした。

※ 3年後検討条項 (改正法附則第9条)

政府は, この法律の施行後3年を目途として, 性犯罪における被害の実情, この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し, 性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え, 必要があると認めるときは, その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成30年4月20日

性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループの設置について

1 目的

刑法一部改正法附則9条に基づいて同法施行後3年を目途として実施する性犯罪に関する総合的な施策検討に資するよう、省内の関係局等の連携を図りつつ、性犯罪の実態に関する各種調査・研究を着実に実施することを目的とする。

2 構成員等

座長 政策立案総括審議官
副座長 法務総合研究所総務企画部長
構成員 大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長
刑事局刑事課長
刑事局刑事法制管理官
矯正局成人矯正課長
保護局観察課長
法務総合研究所研究部長

3 活動内容

- (1) 各種調査・研究の有機的連携及び進捗管理
- (2) 性犯罪の実態把握のためのヒアリング等の実施
- (3) 関係府省との連携、情報共有

「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」の活動状況

第1回 平成30年5月22日開催

第2回 平成30年7月31日開催

- 犯罪被害者支援に携わる弁護士からのヒアリング

第3回 平成30年9月12日開催

- 特定非営利活動法人性暴力救援センター・東京（SARC東京）の事務所見学
- 理事長からのヒアリング

第4回 平成30年11月26日開催

- 性犯罪被害者2名からのヒアリング

第5回 平成31年1月15日開催

- 川越少年刑務所における性犯罪再犯防止指導の視察等
- 性犯罪受刑者処遇に携わる専門家からのヒアリング

第6回 平成31年3月11日開催

- 性犯罪加害者処遇に携わる専門家からのヒアリング
- 法務省における性犯罪に関する施策検討に向けた調査研究の中間報告

第7回 令和元年5月24日開催

- 性犯罪被害者支援に携わる被害者心理学の専門家からのヒアリング

第8回 令和元年7月12日開催

- 性犯罪被害者支援に携わる被害者心理学の専門家からのヒアリング

第9回 令和元年9月24日開催

- 性犯罪被害に遭った障害者の家族からのヒアリング
- 障害者への性暴力に関する啓発活動を行う団体等からのヒアリング

第10回 令和元年10月28日開催

- 性暴力被害者・支援者の団体等からのヒアリング

第11回 令和元年11月27日開催

- 性犯罪加害者臨床の専門家からのヒアリング

第12回 令和元年12月26日開催

- ジェンダー法学及び子どもの権利を専門とする学識者からのヒアリング

第13回 令和2年3月3日開催

- ワンストップ支援センターからのヒアリング結果について※
- 取りまとめ骨子（案）について

※ 令和2年1～2月 ワンストップ支援センター（4か所）の視察・ヒアリング
 性暴力救援センター・SARC東京 / 性暴力救援センター大阪SACHICO
 性暴力救援センター日赤なごやなごみ / 性暴力被害者支援センター・ふくおか

強制性交等の罪 認知件数・検挙件数・起訴人員・不起訴人員・起訴率・通常第一審（地裁）
における終局実人員（有罪・全部無罪）の推移（平成27年～令和元年）

年次	認知件数	検挙件数	起訴人員	不起訴人員	起訴率	通常第一審（地裁） における終局実人員	
						有罪	全部無罪
平成27年	1,167	1,114	453	832	35.3	341	2
平成28年	989	970	370	656	36.1	285	1
平成29年	1,109	1,027	354	730	32.7	249	3
平成30年	1,307	1,190	492	760	39.3	330	1
令和元年 (平成31年)	1,405	1,311	集計中	集計中	集計中	359	6

注1 「強制性交等の罪」は、強姦、準強姦、集団強姦、集団準強姦、強制性交等、準強制性交等及び監護者性交等（各罪の未遂及び致死傷を含む。）をいう。

2 「認知件数」及び「検挙件数」については警察庁の統計、「起訴人員」、「不起訴人員」及び「起訴率」については検察統計年報、「通常第一審（地裁）における終局実人員」については最高裁判所事務総局調べによる。なお、実人員とは、同一被告人について複数の起訴があっても、弁論終結時において弁論が併合されている限り1人として計上したものをいう。

3 「起訴率」は、 $(「起訴人員」 / (「起訴人員」 + 「不起訴人員」)) \times 100$ の計算式で得た百分比。

4 「起訴人員」及び「不起訴人員」は、検挙件数の内訳ではなく、また、「有罪」及び「全部無罪」の人員は、起訴人員の内訳ではないことに留意する必要がある。

5 「通常第一審（地裁）における終局実人員」のうち「有罪」は、一部免訴、一部公訴棄却及び一部無罪を含む。

6 有罪の場合は処断罪名が、全部無罪の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち法定刑が最も重い罪名が、それぞれ「強制性交等の罪」であるものを計上した。

7 令和元年の数値は、速報値である。

強制わいせつの罪 認知件数・検挙件数・起訴人員・不起訴人員・起訴率・通常第一審（地裁）
における終局実人員（有罪・全部無罪）の推移（平成27年～令和元年）

年次	認知件数	検挙件数	起訴人員	不起訴人員	起訴率	通常第一審（地裁） における終局実人員	
						有罪	全部無罪
平成27年	6,755	4,129	1,394	1,820	43.4	965	5
平成28年	6,188	4,207	1,308	1,955	40.1	928	3
平成29年	5,809	4,320	1,295	2,127	37.8	891	4
平成30年	5,340	4,288	1,288	2,458	34.4	892	7
令和元年 (平成31年)	4,900	3,999	集計中	集計中	集計中	891	4

注1 「強制わいせつの罪」は、強制わいせつ、準強制わいせつ及び監護者わいせつ（各罪の未遂及び致死傷を含む。）をいう。

2 「認知件数」及び「検挙件数」については警察庁の統計、「起訴人員」、「不起訴人員」及び「起訴率」については検察統計年報、「通常第一審（地裁）における終局実人員」については最高裁判所事務総局調べによる。なお、実人員とは、同一被告人について複数の起訴があっても、弁論終結時において弁論が併合されている限り1人として計上したものをいう。

3 「起訴率」は、 $(「起訴人員」 / (「起訴人員」 + 「不起訴人員」)) \times 100$ の計算式で得た百分比。

4 「起訴人員」及び「不起訴人員」は、検挙件数の内訳ではなく、また、「有罪」及び「全部無罪」の人員は、起訴人員の内訳ではないことに留意する必要がある。

5 「通常第一審（地裁）における終局実人員」のうち「有罪」は、一部免訴、一部公訴棄却及び一部無罪を含む。

6 有罪の場合は処断罪名が、全部無罪の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち法定刑が最も重い罪名が、それぞれ「強制わいせつの罪」であるものを計上した。

7 令和元年の数値は、速報値である。

第5回犯罪被害実態（暗数）調査のうち
「性的な被害」に係る調査結果（概要）

1 調査概要

(1) 調査対象者

全国16歳以上の男女6,000人を無作為抽出により選定

(2) 調査項目

- ・個人単位での犯罪被害として、性的な被害や強盗など7罪種
- ・世帯単位での犯罪被害として、自動車盗や自転車盗など7罪種
- ・各種詐欺等被害
- ・治安に関する知識や犯罪に対する処罰の在り方など

(3) 調査方法

法務省が調査を委託した民間事業者の調査員による訪問調査

調査員が調査対象者の自宅を訪問し、主に聴き取り方式による調査を実施

ただし、一部の調査項目（性的な被害など）については、調査対象者自身で調査票に記入・提出する方式（以下「自計方式」という。）による調査を実施

自計方式を採用した調査票の提出方法は、①その場で調査票を封かんして提出、②後日調査員が再訪問した際封かんして提出、③郵送で提出、④オンラインで回答の4種類から、調査対象者自身が選択する。

(4) 調査回答者

聴き取り調査に対する調査回答者数は、3,709人

そのうち、自計方式による調査票全ての提出があった人数は、3,500人（男1,688人、女性1,812人）

2 性的な被害に関する調査の集計結果

(1) 性的な被害の有無

過去5年間に性的な被害に遭ったことがあると回答した者 35人（1.0%）

【内訳】女性 30人（女性回答者の1.7%）

男性 5人（男性回答者の0.3%）

(2) 捜査機関への届出の有無

上記(1)の35人のうち、

- ・捜査機関に被害を届け出なかったと回答した者 28人
- ・捜査機関に届け出たと回答した者 5人
- ・無回答 2人

(3) 捜査機関に届け出なかった理由

「それほど重大ではない」10人、「どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）」8人など

(4) 被害の内容

「痴漢」11人、「セクハラ」7人、「強制的性交等」1人、「強制わいせつ」1人、「暴行や脅迫を受けていないが意に反するわいせつ被害」2人など

平成30年度法務研究「性犯罪被害者の心理に関する
心理学的・精神医学的知見と捜査・公判におけるその活用について」(概要)

法務総合研究所

1 刑法一部改正法に対する附帯決議

刑法第176条及び第177条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第178条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進すること(衆議院法務委員会附帯決議第2項、参議院法務委員会附帯決議第2項)

2 研究の方法等

性犯罪の捜査・公判の十分な経験を有する検事が研究員となり、精神科医等の指導・助言を受け、

- (1) 性犯罪被害者の心理や行動につき、文献等から心理学的・精神医学的知見を収集
- (2) 上記の知見を踏まえ、過去の性犯罪事例を分析
(研究期間：平成30年6月～12月)

3 研究結果の概要

(1) 性犯罪被害者の心理や行動に関する研究等

○ 性犯罪被害者の反応や行動の実態に関する調査研究

性犯罪被害者が示す反応や行動には様々なものがあり、必ずしも強い抵抗を示すわけではない。身体的抵抗より言葉による抵抗が多い傾向が見られ、全く抵抗していない者が相当数いた。

○ 性犯罪被害者の反応や行動の原因・機序に関する研究

- ・ 被害の最中又は直後(周トラウマ期)における反応に関する知見
周トラウマ期の解離(非現実感、身体からの離脱体験、感覚・感情の麻痺等)、擬死状態、Tend and Befriend反応(加害者への迎合的行動等)
- ・ 被害に直面する前の心理やリスク認知に関する知見
正常性バイアス(予測される脅威やその危険性について最小限に評価しようとする傾向)等
- ・ 継続的な被害にさらされた者の心理等に関する知見
解離、性的虐待の被害児童に見られる性的虐待順応症候群(最も典型的な反応は、①秘密、②無力感、③畏にはまり、順応する、④

遅れた、矛盾する、信用されない開示、⑤撤回に分類される。)、学習性無力感(何をしても状況は変わらないことを学習し、その状況から逃れる努力をしなくなる)等

・ 被害後の精神症状

性犯罪被害者における心的外傷後ストレス障害(PTSD)の発症率は特に高いとされる。PTSDの診断基準を満たさない場合も、解離等が生じていることがある。

(2) 強姦罪(強制性交等罪)の事例分析

○ 暴行・脅迫又は被害者の同意が争点となった強姦罪(強制性交等罪)の事例48件(有罪38件、無罪10件)の判決を分析

○ 被害者供述の信用性の判断における被害者の言動等の検討

無罪判決の多くは、「意に反して姦淫された」等の被害者供述の信用性に疑問があるとされたものであり、その事情として、被害者の反応や言動の不自然性のほか、供述と客観的証拠との不整合、供述の不合理的な変遷など、複数の要因を総合的に考慮するものが多かった。不自然性を指摘された被害者の反応や言動としては、①容易に逃げたり助けを求めたりできる状況であったのにそのような行動をとっていないこと、②拒絶の意思や抵抗を示していないこと、③被害後に被告人におびえている様子がないこと等があった。

○ 暴行・脅迫の程度の判断における被害者の言動等の検討

有罪判決においては、それ自体だけを見れば程度が弱く、同意の下で性交する場合にも行われ得る行為であっても、犯行の時間や場所、被害者の年齢や被告人と被害者との関係、体格差や年齢差といった事情を踏まえて、被害者の抗拒を著しく困難にさせる程度の暴行・脅迫と判断されていた。

もっとも、無罪判決の中には、被告人が同意を主張したのに対し、被害者が同意していなかったことを認定しつつ、抗拒を著しく困難にする程度の暴行を加えたといえないとされた事例が1件あった。

○ 被告人の故意の認定における被害者の言動等の検討

無罪判決の中には、被告人は、被害者が同意したと考えて行為に及んだ可能性が否定できないなどとして、被告人の故意を否定した事例があり、その理由として、被害者が拒否する態度や抵抗を示していないこと等が指摘されていた。

○ 暴行・脅迫又は被害者の同意に関係する理由によって不起訴(嫌疑不十分)とされた強姦罪(強制性交等罪)の事例29件を分析したところ、被害者供述の信用性の判断又は被疑者の故意の認定において、前記同様に被害者の反応や言動について指摘するものがあった。なお、被害者供述の信用性の判断では、複数の要因が総合的に考慮されてお

り、被害者の反応や言動のみを理由とするものはほとんどなかった。

(3) 準強姦罪（準強制性交等罪）の事例分析

- 心理的抗拒不能又は被害者の同意が争点となった準強姦罪（準強制性交等罪）の事例10件（有罪7件，無罪3件）を分析
- 無罪判決の中には，心理的抗拒不能状態の認定又は被告人の故意の認定において，被害者の被害時の言動等を考慮している事例があった。

(4) 専門的知見の捜査・公判への活用

検察官としては，被害者供述の信用性の立証や暴行・脅迫の程度又は抗拒不能状態の判断において専門的知見を活用することや，性犯罪被害者の精神状態を理解し，捜査・公判の過程で更なる負担や苦痛を与えないために配慮することが重要である。

4 今後の活用

本法務研究については，全国の検察官等に周知を行うなどし，捜査・公判等の実務に活用させる予定である。

刑法改正後の規定の施行状況についての調査結果

※ 平成29年7月13日から令和元年12月31日までの間に各地方検察庁から受けた報告に基づく件数

- 1 強制性交等罪(準強制性交等罪を含む。各罪の致傷を含む。)で、公訴事実において、肛門性交のみ、口腔性交のみ、あるいは肛門性交及び口腔性交のみを実行行為とする事件の起訴人員・件数

実行行為	人員	件数
肛門性交のみ、口腔性交のみ、 肛門性交及び口腔性交のみ	116名	123件

- 2 1の罪名のうち、被害者が男性である事件の起訴人員・件数

実行行為	人員	件数
性交、肛門性交又は口腔性交	28名	29件

- 3 監護者わいせつ・監護者性交等罪(各罪の致傷を含む。)の起訴人員・件数

罪名	人員	件数
監護者わいせつ	60名	69件
監護者性交等	104名	120件










4 3における被告人の属性

属性 罪名	実親	養親	親の配偶者	親と内縁関係にある者	その他
監護者わいせつ	22名	24名	7名	7名	1名
監護者性交等	34名	44名	11名	15名	2名

※1 数値は、被害者の人数で計上

※2 「その他」は祖父，親の交際相手等

諸外国の性犯罪に関する罰則(概要)(注1)
【暫定版】

	日本 	アメリカ (ミシガン州) 	アメリカ (ニューヨーク州) 	イギリス (イングランド及びウェールズ) 	フランス 	ドイツ 	韓国 	フィンランド 	スウェーデン 
①暴行・脅迫 ／不同意等	<p>【強制性交等罪】 ○暴行・脅迫を用いた場合 →5年以上の有期徒刑</p> <p>※死傷させた場合は、無期又は6年以上の懲役刑(強制性交等致死傷罪)</p>	<p>【第三級性犯罪】 ○強制又は抑圧を用いた場合 →15年以下の拘禁刑</p> <p>※身体傷害を負わせた場合は、無期又は有期拘禁刑(第一級性犯罪)</p>	<p>【第三級強姦罪】 ○同意なく性交した場合 →1年6月以上4年以下の拘禁刑</p> <p>※強制的強要による場合は、5年以上25年以下の拘禁刑(第一級強姦罪)</p>	<p>【レイプ罪】 ○被害者が性交等に同意しておらず、かつ、行為者が被害者が同意していると合理的に信じていない(注2)場合(被害者が睡眠中又はその他意識がない場合も、同意していない場合に含まれる) ○被害者においてその精神障害が原因で、又はそれに関連する理由で性交等を拒絶できない場合 →最高で終身刑</p>	<p>【強姦罪】 ○暴行、強制、脅迫又は不意打ちによって実行した場合 →15年の拘禁刑</p> <p>※身体の一部喪失又は永続的な障害をもたらした場合や、被害者が15歳未満の場合、被害者が年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的な欠陥又は妊娠によって著しく脆弱な状態にあることが明白である場合、行為者が被害者の尊属者又は被害者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する場合などは、加重事由となる。</p> <p>※死亡させた場合 →30年の拘禁刑</p> <p>※拷問等を伴う場合 →無期拘禁刑</p>	<p>【強姦罪】 ○被害者の認識可能な意思に反して性交した場合 →2年以上の自由刑</p> <p>※行為者が凶器等を携帯したことや、行為により被害者を死亡の危険にさらしたことなどは、加重事由となる。</p> <p>※少なくとも軽率に被害者を死亡させた場合は、無期又は10年以上の自由刑</p>	<p>【強姦罪】 ○暴行又は脅迫による場合 →3年以上の有期徒刑</p> <p>※致傷の場合は無期又は5年以上、殺害の場合は死刑又は無期、致死の場合は無期又は10年以上の懲役刑</p> <p>※被害者が身体的・精神的な障害がある者の場合や、被害者が13歳未満の場合、被害者が児童・青少年(19歳未満の者をいう。但し、19歳に到達する年度の1月1日を迎えた者は除く。)の場合、行為者と被害者との間に一定の親族関係等がある場合などは、加重事由となる。</p>	<p>【レイプ罪】 ○暴力又は暴力を行使する旨の脅迫により強要した場合 →1年以上6年以下の拘禁刑</p> <p>※重篤な傷害、重篤な疾病又は生命の危険に関わる状況が生じた場合は、2年以上10年以下の拘禁刑</p>	<p>【レイプ罪】 ○被害者が自発的に参加していない場合 →2年以上6年以下の拘禁刑</p> <p>※犯罪が重大な場合は、重レイプ罪として、5年以上10年以下の拘禁刑</p> <p>【参考】 【過失レイプ罪】 ○被害者が自発的に参加していないことについて著しく不注意であった場合(犯罪の重大性が低いときは責任を負わない。) →4年以下の拘禁刑</p>
②抗拒不能等	<p>【準強制性交等罪】 ○心神喪失・抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせた場合 →5年以上の有期徒刑</p> <p>※死傷させた場合は、無期又は6年以上の懲役刑(準強制性交等致死傷罪)</p>	<p>【第三級性犯罪】 ○被害者が(精神的)心神喪失者、(物理的)心神喪失者又は身体的無力である者であることを知っていた場合 →15年以下の拘禁刑</p> <p>※身体傷害を負わせた場合は、無期又は有期拘禁刑(第一級性犯罪)</p>	<p>【第一級強姦罪】 ○被害者が意識を失っている、又は身体的に行為に不同意であることを伝えられなかったために同意能力を欠く場合 →5年以下の拘禁刑</p> <p>【第二級強姦罪】 ○以下の事情により、同意能力を欠く場合 ・被害者が自己の行為の特性を評価することができない精神病又は精神障害に罹患していること ・被害者が同意なくして投与された麻薬若しくは中毒性物質の影響により、又は同意なくしてなされたその他の行為により、一時的に、自己の行動を評価することができなくなっていること →2年以上7年以下の拘禁刑</p>	<p>○被害者が精神障害を有しており、行為者が被害者を誘引、脅迫又は欺罔して、性交等について同意を得た場合 →最高で終身刑</p> <p>○行為者が18歳以上、被害者が18歳未満であり、以下に掲げるような、行為者が被害者との関係で信頼される立場にあった場合 ・行為者が裁判所の命令その他法律により施設に拘留された被害者を世話している者であり、被害者がその施設に拘留されている場合 ・行為者が病院、ケアホーム等に入所し保護を受けている被害者を世話している者であり、被害者がその施設に入所し保護を受けている場合 ・行為者が教育機関で教育を受けている被害者を世話しており、行為者は当該教育機関で教育を受けていないが、被害者は当該教育機関で教育を受けている場合 →5年以下の拘禁刑 ※略式起訴の場合、6月以下の拘禁刑若しくは罰金又はこれを併科。</p> <p>○行為者が18歳以上、被害者が16歳未満の場合 →14年以下の拘禁刑</p> <p>○行為者がケアワーカー、被害者が精神障害者であり、行為者が被害者のケアに携わっていた場合 →14年以下の拘禁刑</p> <p>○行為者と被害者との間に一定の親族関係があり、行為者が18歳以上、被害者が18歳未満の場合 →14年以下の拘禁刑</p> <p>○行為者が16歳以上、相手方が18歳以上の者であり、行為者と相手方との間に一定の親族関係にあった場合 →2年以下の拘禁刑 ※略式起訴の場合、6月以下の拘禁刑若しくは罰金又はこれを併科。</p>	<p>【未成年者に対する性的侵害】 ○暴行、強制、脅迫又は不意打ちを伴わず、行為者が成人(18歳以上)、被害者が15歳未満の場合 →7年の拘禁刑及び10万ユーロの罰金刑</p> <p>○暴行、強制、脅迫又は不意打ちを伴わず、被害者が15歳以上の未成年者(18歳未満)である場合で ・行為者が尊属者又は被害者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する場合 ・行為者が職務上付託された権限を濫用した場合 →3年の拘禁刑及び4万5000ユーロの罰金刑</p> <p>※一定の親族(尊属、兄弟姉妹等)との間の強姦及び性的攻撃を近親相姦とし、親権剥奪に関する規定を置いている。</p>	<p>【一定の関係のある者に対する性的虐待罪】 ○被害者が16歳未満であり、教育・職業教育・生活上の世話が行われよう誘引されている場合 ○被害者が18歳未満であり、行為者に教育、職業教育又は世話上の世話が委ねられている場合 ○被害者が18歳未満であり、行為者と被害者との間に一定の親族関係等がある場合 →3月以上5年以下の自由刑</p> <p>【親族との性交】 ○相手方が血族かつ卑属の場合 →3年以下の自由刑又は罰金 ○相手方が血族かつ直系尊属の場合 →2年以下の自由刑又は罰金</p>	<p>○心神微弱者に対し、偽計・威力を用いた場合 →5年以下の懲役刑</p> <p>○身体的・精神的な障害がある者に対し、偽計・威力を用いた場合 →5年以上の有期徒刑</p> <p>○未成年者(19歳未満の者)に対し、偽計又は威力を用いた場合 →5年以下の懲役刑</p> <p>○行為者が19歳以上、被害者が13歳以上16歳未満であり、被害者の窮迫した状態を利用した場合 →3年以上の有期徒刑</p> <p>○業務、雇用その他の関係により、保護又は監督を受ける人に対し、偽計又は威力を用いた場合 →7年以下の懲役刑又は3000万ウォン以下の罰金</p> <p>○行為者が法律により拘禁された者を監護する者であり、被害者がその拘禁された者である場合 →10年以下の懲役刑</p>	<p>【性的虐待罪】 ○以下の場合において、行為者が自己の地位を悪用し、被害者に対し、性交に応じさせ、又は性交の対象となるよう誘引するなどした場合 ・被害者が18歳未満であり、学校等において行為者の権限・監督下にあるか、それと同等の従属関係にある場合 ・被害者が18歳未満であり、学校等において行為者の権限・監督下にあるか、それと同等の従属関係にある場合 ・被害者が18歳未満であり、未熟さ、行為者との年齢差のため、性行動に関する自己決定能力が行為者よりも本質的に低い場合において、行為者がその未熟さを明白に利用する場合 ・被害者が病院等において治療を受けており、疾病、障害又は他の虚弱によって、自己防衛力又は意思の形成・表明をする能力が本質的に低下していた場合 ・行為者に特に依存する者であって、行為者がその依存性を明白に利用した場合 →4年以下の拘禁刑又は罰金刑</p> <p>【児童性的虐待罪】 ○被害者が16歳未満の場合 →4月以上6年以下の拘禁刑</p> <p>※悪質な児童性的虐待については、1年以上10年以下の拘禁刑</p>	<p>【児童に対するレイプ罪】 ○被害者が15歳以上18歳未満であり、かつ、被害者が行為者の実子若しくは養子又はそれと同等の関係にある児童、当局の決定に基づき行為者が養育又は監督責任を負っている児童である場合 →2年以上6年以下の拘禁刑</p> <p>【卑属との性交罪】 ○実子又はその子孫と性交した場合 →2年以下の拘禁刑</p> <p>【兄弟姉妹との性交罪】 ○実の兄弟姉妹と性交した場合 →1年以下の拘禁刑</p>
③脆弱性・若 年者・地位関 係性等	<p>【監護者性交等罪】 ○被害者が18歳未満の者であり、行為者が監護者であることによる影響力があることに乗じた場合 →5年以上の有期徒刑</p> <p>※死傷させた場合は、無期又は6年以上の懲役刑(監護者性交等致死傷罪)</p> <p>【参考】 【児童福祉法違反】 ○18歳未満の児童に淫行をさせた場合 →10年以下の懲役刑若しくは300万円以下の罰金刑又はこれを併科</p> <p>【青少年健全育成条例違反(各都道府県条例違反)】 ○18歳未満の者と淫行 →(都道府県によって異なるが、)最長で2年の懲役刑</p>	<p>【第一級性犯罪】 ○被害者が(精神的)心神喪失者、精神障害者、(物理的)心神喪失者又は身体的無力である者であることを知っていた場合に一定の親族関係がある場合や行為者が被害者に対して権限を有する地位にあり、服従させるために被害者を抑圧する権限行使した場合 →無期又は有期拘禁刑</p> <p>○被害者が13歳以上16歳未満であり、行為者が被害者と同一世帯の構成員である場合や、行為者と被害者との間に一定の親族関係がある場合、行為者が被害者に対して権限を有する地位にあり、服従させるために被害者を抑圧する権限行使した場合、行為者が被害者の在籍する学校等の教師等である場合など →無期又は有期拘禁刑</p> <p>【第三級性犯罪】 ○被害者が16歳以上26歳未満であり、行為者が、被害者が特別の教育サービスを受けている学校等の教師等である場合など →15年以下の拘禁刑</p> <p>【第四級性犯罪】 ○被害者が、行為者の3親等内の血族又は姻族の場合 →2年以下の拘禁刑若しくは500ドル以下の罰金又はこれを併科</p>	<p>【第一級強姦罪】 ○被害者が11歳未満の場合 ○行為者が18歳以上、被害者が13歳未満の場合 →5年以上25年以下の拘禁刑</p> <p>【第二級強姦罪】 ○行為者が18歳以上、被害者が15歳未満の場合 →2年以上7年以下の拘禁刑</p> <p>【第三級強姦罪】 ○行為者が21歳以上、被害者が17歳未満の場合 →1年6月以上4年以下の拘禁刑</p>	<p>○被害者が13歳未満の場合 →最高で終身刑</p>	<p>【未成年者に対する性的虐待罪】 ○行為者が18歳を超え、被害者が14歳未満の場合 →2年以上の自由刑</p>	<p>【未成年者に対する強姦罪】 ○被害者が13歳未満の場合 →3年以上の有期徒刑</p>	<p>【未成年者に対する強姦罪】 ○被害者が13歳未満の場合 →3年以上の有期徒刑</p>	<p>【未成年者に対するレイプ罪】 ○被害者が15歳未満の場合 →2年以上6年以下の拘禁刑</p>	
④いわゆる性交同意年齢(注3)	<p>【強制性交等罪】 ○被害者が13歳未満の場合 →5年以上の有期徒刑</p>	<p>【第一級性犯罪】 ○被害者が13歳未満の場合 →無期又は有期拘禁刑</p> <p>【第三級性犯罪】 ○被害者が13歳以上16歳未満の場合 →15年以下の拘禁刑</p>	<p>【第一級強姦罪】 ○被害者が11歳未満の場合 ○行為者が18歳以上、被害者が13歳未満の場合 →5年以上25年以下の拘禁刑</p> <p>【第二級強姦罪】 ○行為者が18歳以上、被害者が15歳未満の場合 →2年以上7年以下の拘禁刑</p> <p>【第三級強姦罪】 ○行為者が21歳以上、被害者が17歳未満の場合 →1年6月以上4年以下の拘禁刑</p>	<p>○被害者が13歳未満の場合 →最高で終身刑</p>	<p>【未成年者に対する性的虐待罪】 ○行為者が18歳を超え、被害者が14歳未満の場合 →2年以上の自由刑</p>	<p>【未成年者に対する強姦罪】 ○被害者が13歳未満の場合 →3年以上の有期徒刑</p>	<p>【未成年者に対する強姦罪】 ○被害者が13歳未満の場合 →3年以上の有期徒刑</p>	<p>【未成年者に対するレイプ罪】 ○被害者が15歳未満の場合 →2年以上6年以下の拘禁刑</p>	

(注1) 本表に掲げた各国の罰則は、処罰対象となる行為に性交を含む規定の一部を掲げたものであり、性犯罪に関する罰則を網羅的に掲げたものではない。
(注2) イギリスでは、それ以外にも、行為者が、被害者の年齢の要件に当たらないと合理的に信じていなかったこと(ただし、被害者が13歳未満であること)によって成立する罪については、行為者の認識は要件とされていない)や、行為者が、被害者が精神障害を有していることを知っていたと合理的に期待し得たことなどを要件としているが、本表ではそれらの記載を省略した。
(注3) 本表における「④いわゆる性交同意年齢」の欄には、一定の年齢に達していない被害者との性交自体を犯罪とし、その法定刑が「①暴行・脅迫／不同意等」又は「②抗拒不能等」の欄の罪と同じかそれ以上のものを記載した。

「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」
ヒアリングにおいて指摘された主な事項（令和2年2月末現在）

〔罰則の要件に関する事項〕

- 社会生活における上下関係がある場合はもちろん、上下関係がなくても、面識がある相手からの被害では、暴行や脅迫がなくても心理的に抵抗できない状態になる場合があること、面識がない相手であっても、恐怖心等から抵抗できなくなる場合があることなどから、暴行・脅迫要件の撤廃や、地位・関係性を利用した犯罪の創設を検討すべき
- 障害者については、性的部位への接触を伴う介助が必要な場合があること、自己肯定感の低さから相手方の要求を拒否することが難しい場合があること、交友関係が限られており学びの機会が少ないことなどから、そうした状況や特性を利用して被害に遭いやすいという実態があることを踏まえ、障害者の特性等に配慮した規定を設けることが必要
- いわゆるレイプドラッグや大量の飲酒による被害では、証拠の有無、被害者の同意や落ち度が問題視され、被害届が受理されなかったり不起訴になったりする場合があるので、これらの事案を適切に処罰するため、不適切な薬物等の使用を準強制性交等罪の中に明記する必要がある
- 10代女性の被害は深刻であり、性教育、人権教育、身を守るための教育を受けるなどして、性的な行為に対する同意について適切に判断できる年齢まで、性交同意年齢を引き上げるべき

〔捜査・公判の制度及び運用に関する事項〕

- 被害による後遺症からの回復にかかる期間や、そもそも自分の身に起きたことが性被害だと認識するまでの期間を考えると、現行法の定める公訴時効期間は短いため、公訴時効制度を見直すべき
- 薬物や飲酒による被害が疑われる場合において、薬物や飲酒の影響により心神喪失・抗拒不能状態にあったことに関する証拠が保全されていないために処罰できないということにならないよう、被害者の採尿や採血の早期実施を徹底すべき
- 被害の後、独力で何かを調べるのは大変なので、最初に警察に相談したときなどに、今後の捜査の流れ、罪名や公訴時効の期間、支援を受けられる機関などの情報と、被害者がとり得る選択肢を説明してほしい
- 「フリーズ」などと言われる体が動かなくなる症状、恐怖や驚愕に対する反応、感情の麻痺、自責感、長期にわたる虐待による影響など、被害者に生じる様々な症状や心理状態を理解した上で、適切な事実認定を行うべき

- 面識のない相手から被害に遭った場合には、相手に被害者の名前を知らせずに済む制度にしてほしい
- 被害者は、検察官の求刑が軽いと、「誰が被害者の代わりに闘ってくれるのか」という気持ちになるため、そのような被害者の気持ちも酌んでほしい
- 被告人に住所を知られており、生活圏も重なっているなどの事情があると、保釈された被告人と遭遇する恐怖心が特に大きく、保釈の判断に当たっては、被害者の意見を聴いてほしい
- 子どもの被害については、検察・警察・児童相談所が連携して、その代表者が聴取をする取組（いわゆる「司法面接」）が行われているが、「司法面接」の録音・録画を、裁判における主尋問の代わりに使うことができるようにするなどの法整備を行うほか、教育現場における事案への対応として、学校や教育委員会との連携も強化してほしい
- 障害者の被害については、繰り返し聴取を受けることで混乱する、誘導や暗示を受けやすいといった障害者の特性に配慮し、現在、子どもを対象として行われている「司法面接」の手法を、障害者にも広げた上で、事情聴取を撮影した録音・録画が、そのまま刑事裁判の証拠として採用される制度にすべき

〔被害者支援に関する事項〕

- 被害者が弁護士の支援を受けられるよう、経済的な援助を受けられる犯罪の範囲を広げ、検察官から被害者に対し、弁護士を付けるよう促してほしい
- 性暴力を専門的に治療できる機関や、警察やワンストップ支援センターと連携している機関の一覧を作るなどして情報提供を充実させるべき
- ワンストップ支援センターは各都道府県に一つでは足りず、例えば、電話相談でも一人からの相談をじっくり聞くことができるよう、予算・人材とも充実させる必要がある
- 被害に遭った場合の相談先として、女性の被害者にとっては警察より婦人科の方が行きやすいので、病院拠点型のワンストップ支援センターの充実を図るとともに、センターの経営を安定させるため、センターが行う活動が診療報酬に反映されるようにしてほしい
- 強制性交等の態様として肛門性交や口腔性交が加わったことで、男性や、いわゆる LGBTQ の方の被害が顕在化しているが、診察やカウンセリングには高い専門性が必要であり、周囲の理解も不十分であるなどの問題があることから、婦人科以外の診療科とワンストップ支援センターとの提携や相談体制の整備、周囲の理解の促進等が必要である
- 未成年、特に思春期くらいまでに被害に遭った場合、相手方との対等な関係性を学ぶ前に、自分が性的な存在であると受け止め、その後の性依存、自傷行

為、自殺企図などに結びつきやすく、複数回の被害につながりやすいので、適切なケアが必要

- 被害の認識や被害からの回復に時間がかかることに配慮し、急性期の支援のみならず、過去の被害の影響が慢性化した被害者を対象にした、中長期的な支援を担う機関が必要
- 専門機関によるカウンセリングや心理療法を受けるに当たっての治療費、交通費などを公費負担にするなど、経済的援助を充実させるべき
- 学校教育現場で児童・生徒がわいせつ行為等の被害を受けた際、児童・生徒が安心して相談できる人の選択肢を増やせるよう、また、専門職としての豊富なスキルを活かせるよう、スクールカウンセラーの常勤化等、人員確保や配置の検討が必要

〔加害者処遇に関する事項〕

- 性的嗜好から犯罪に及んでいる場合には、広く、刑事施設における性犯罪再犯防止指導の対象としてもらいたい
- 再犯リスクが特に高い人や、グループでの指導になじまない人に対する処遇が課題である
- 再犯防止のための方策として、諸外国では、ホルモン療法、薬物療法、GPS 追跡装置による監視などの活用例がある
- 刑事施設や保護観察所において再犯防止指導を受けた者が継続性のある支援を受けられるよう、加害者治療のための専門機関を設置したり、国が実施しているプログラムを民間機関に公開したりするなどし、機能的連携を図ることが必要
- 性犯罪加害者処遇に携わる指導者に対する研修を充実させるとともに、指導者が疲弊しないよう、メンタルケアを充実させることも必要

〔その他の事項〕

- 被害を潜在化させないためには、被害者が被害であると認識して周囲に相談できるよう、年齢に応じた性教育等を行うことが重要であり、例えば、「下着で隠れているところは触らせてはいけない」といったことを幼い頃から教えるとか、子どもと保護者を対象に、産婦人科医が体や性の仕組みを、臨床心理士が性被害のダメージや治療の話を、警察が被害の予防や捜査の話を、弁護士が法律の話をすることなどが考えられ、このような取組が子どもの安全を守ることにつながる
- 学校教育現場における児童・生徒に対する性犯罪が必ず告発されるべきであるし、教職員による、自校の児童、生徒、卒業生等に対する性犯罪の状況を調

査するなどして、学校教育現場における子どもに対する性被害の実態を明らかにすべき

- 子どもと関わる機会が多い者が子どもからの被害のサインを確実に受け止めることができるよう、教職員等に対する研修の充実を図る必要がある
- 二次被害防止のため、被害者に関わることのある、警察、検察、裁判所、支援団体、自治体などの職員に対する被害者心理等についての研修を充実させるべき
- 被害を申告しやすい社会にするため、社会に対する啓発が必要
- 性犯罪被害者に対してインターネット上での誹謗中傷がなされることがあるが、表現の自由を殊更に強調せず、適切に取り締まる必要がある
- 夫婦間の性暴力の事案では、望まない妊娠をした場合でも、被害者がシェルターに避難するなどして、人工妊娠中絶についての配偶者の同意を取れないことがあるため、そのような場合には配偶者の同意がなくても人工妊娠中絶ができるようにすべき